

# 金属くず買受け業届出に必要な書類一覧

## 法人・個人共通

申請書	様式等	記載要領・注意点など
営業開始届出書	国家公安委員会規則 別記様式第1号	住所、氏名、建物の名称等は、住民票や登記証明書に記載されたとおりとし、省略せずに正確に記載する。 ※ 1つの営業所ごとに1通作成すること。

※ 営業開始届出書は沖縄県警察ホームページに掲載しています

## 法人申請の場合

添付書類	記載要領・注意点など
住民票の写し【代表者のみ】	本籍(外国人は国籍)が記載されたもの。 マイナンバー(個人番号)は記載されていないもの。 住所地の市区町村で発行。
登記事項証明書	法人履歴事項全部証明書
定款	コピー可。末尾に【以上、原本と相違ありません。令和〇年〇月〇日 代表取締役〇〇 代表者印】と朱書きし押印すること。
営業所・特定金属くず保管場所を表す平面図	建築確認申請時に提出する営業所の青写真等に特定金属くずを買受ける場所、出入口、保管場所を記載したもの
営業所・特定金属くず保管場所の周辺見取り図	営業所の位置を特定する周辺の見取り図
営業所と特定金属くず保管場所の位置を表す略図 ※特定金属くず保管場所が営業所敷地外の場合	営業所と特定金属くず保管場所の位置を表したもの

## 個人申請の場合

添付書類	記載要領・注意点など
住民票の写し	本籍(外国人は国籍)が記載されたもの。 マイナンバー(個人番号)は記載されていないもの。 住所地の市区町村で発行。
営業所・特定金属くず保管場所を表す平面図	建築確認申請時に提出する営業所の青写真等に特定金属くずを買受ける場所、出入口、保管場所を記載したもの
営業所・特定金属くず保管場所の周辺見取り図	営業所の位置を特定する周辺の見取り図
営業所と特定金属くず保管場所の位置を表す略図 ※特定金属くず保管場所が営業所敷地外の場合	営業所と特定金属くず保管場所の位置を表したもの

★申請者以外の者が申請書を提出する場合には、委任状が必要です。

★添付書類は、発行から3ヶ月以内のものを使用して下さい。

問合せ先  
沖縄県警察本部生活安全企画課(審査第二係)  
098-862-0110  
内線番号(3044)